給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１００６６号

千葉県千葉市花見川区宇那谷町1570―15

再生債務者　塚本　龍哉

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年12月13日

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１００９５号

東京都墨田区墨田３―10―７―407

再生債務者　小森　　亨

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年11月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年12月13日

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１００９３号

東京都豊島区要町２―11―５―201

再生債務者　室井里江子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年12月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年12月９日

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１００６９号

東京都八王子市打越町1069―１―510

再生債務者　大島　友次

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年12月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年12月９日

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１１号

神戸市長田区房王寺町１丁目３番６号

再生債務者　上田　一裕

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年12月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年12月13日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

給与所得者等再生による免責決定

平成２２年（モ）第５０号

佐賀市諸富町大字為重235番地

再生債務者　松本　博充

1　主文　再生債務者を免責する。

2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。

平成22年12月10日

佐賀地方裁判所民事部破産係

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 22 年 12 月 22 日　　愛媛県教育委員会

1　失効した免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者、氏名、本籍地

⑴　中学校教諭１級普通免許状（国語）、昭60中１普第1911号、昭和61年３月31日、宮城県教育委員会、藤本　政俊、愛媛県

⑵　高等学校教諭２級普通免許状（国語）、昭60高２普第2086号、昭和61年３月31日、宮城県教育委員会、藤本　政俊、愛媛県

2　失効年月日　平成22年12月８日

3　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状取上げ処分公告

次の教育職員免許状の取上げ処分を行った。

平成 22 年 12 月 22 日　　神奈川県教育委員会

1　取上げ処分を行った免許状

⑴　種類及び授与番号

ア　中学校教諭一種免許状　国語
昭51中１第9616号

イ　高等学校教諭一種免許状　国語
昭51高１第10017号

⑵　授与年月日及び授与権者
昭和51年３月31日　東京都教育委員会

2　処分年月日　平成22年11月13日

3　処分の事由　教育職員免許法第11条第３項

4　被処分者の氏名及び本籍地
安西　友和　神奈川県

教育職員免許状取上げ処分公告

次の教育職員免許状の取上げ処分を行った。

平成 22 年 12 月 22 日　　神奈川県教育委員会

1　取上げ処分を行った免許状

⑴　種類及び授与番号

ア　中学校教諭専修免許状　社会
平14中専修第0239号

イ　中学校教諭専修免許状　理科
平14中専修第0240号

ウ　高等学校教諭専修免許状　理科
平14高専修第0327号

⑵　授与年月日及び授与権者
平成15年３月31日　神奈川県教育委員会

2　処分年月日　平成22年11月14日

3　処分の事由　教育職員免許法第11条第３項

4　被処分者の氏名及び本籍地
芝　　浩二　高知県

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年三月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十二年十二月十日に終了しております。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　米沢新聞
掲載の日付　平成二十二年十二月十六日
掲載頁　三頁

（乙）載紙　米沢新聞
掲載の日付　平成二十二年十二月十六日
掲載頁　三頁

平成二十二年十二月二十二日
山形県米沢市中田町七六〇番地一
（甲）米沢酒類販売株式会社
代表取締役　小嶋　　洋
山形県米沢市大町五丁目四番三九号
（乙）米沢ツバメ自動車株式会社
代表取締役　太田　紀男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年三月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十三年二月四日に予定し、乙及び丙の株主総会の承認決議は平成二十三年二月三日に予定してあります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年三月二十九日
掲載頁　一二六頁（号外第六十五号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年四月十二日
掲載頁　一一七頁（号外第七十八号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年三月二十六日
掲載頁　一四六頁（号外第六十四号）

平成二十二年十二月二十二日
埼玉県さいたま市浦和区常盤一〇丁目四番一号　（甲）株式会社ジェイコムさいたま
代表取締役社長　氏本　祐介
埼玉県所沢市北有楽町一番四号
（乙）株式会社シティケーブルネット
代表取締役社長　蒲原　成人
埼玉県志木市館二丁目五番地
（丙）株式会社ジェイコム東上
代表取締役社長　鳥居　吉治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年三月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十三年一月二十七日に予定しております。また、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.jfe-kenzai.co.jp/
（乙）http://www.jfe-kenzai.co.jp/
平成二十二年十二月二十二日
東京都中央区日本橋堀留町一丁目一〇番一号　（甲）ＪＦＥ建材株式会社
代表取締役社長　大出　直文
東京都江東区亀戸六丁目四一番一二号
（乙）ＪＦＥ建材総合サービス株式会社
代表取締役社長　小島　　敬